平成２４年（フ）第４３４号
川崎市多摩区中野島１丁目２番12号　グリーンペア969―101、申立時の住所川崎市多摩区中野島１丁目１番30号　グリーンペア970―206
債務者　小山内　肇
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
川崎市川崎区田町１丁目３番19号　（有）山中新聞店（内）、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2655番地８
債務者　大貫　敬治
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
川崎市川崎区浜町４―13―16　ユナイトステージ浜町壱番館206号室、住民票上の住所川崎市川崎区田島町21番９号　飯塚方２Ｆ
債務者　黒田美智子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２６１９号
札幌市清田区平岡公園東３丁目１番10号
破産者　株式会社ホームワーク
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６１号
札幌市東区北８条東17丁目２番13号　グリーン・ハウス102号
破産者　石橋　　弘
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８１号
福井県坂井市丸岡町東陽１丁目54番地
破産者　有限会社ラ・こじま
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字丸田44番11
破産者　株式会社自由自在
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４０号
名古屋市緑区亀が洞１丁目1225番地
破産者　有限会社港幸住宅
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６３号
熊本市中央区神水２丁目11番16号
破産者　株式会社進栄フーズ
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５８３号
熊本市東区錦ケ丘３番12号
破産者　有限会社ヒラノ・ブレーン
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１１６号
最後の住所福島県喜多方市塩川町遠田字上ノ屋敷436番地
破産者　被相続人亡吉田幹相続財産
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
岐阜県山県市東深瀬2741番地
破産者　キンカ食品株式会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０５号
愛知県弥富市鯏浦町気開174番地　レジデンス弥富40Ｃ
破産者　八木　康雄
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成１８年（フ）第７０６号
最後の住所地静岡県三島市中273番地の10後藤マンション102、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市真砂町22番地の15
破産者　亡福室利彦相続財産
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
京都市西京区川島東代町77番地の１
破産者　北野株式会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
京都市西京区川島東代町77番地１
破産者　株式会社きたの畑
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
京都市西京区川島東代町77番地１
破産者　北野総合管理有限会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係